

千葉市古市場団地緑化協定

(目 的)

第 1 条 この協定は、庭のみどりを豊かにし、やがて第 3 条に定める区域がみどりに包まれ、鳥の舞う安らぎのある場所となり、住いの環境が快適なものとなるよう、都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号、以下「法」という。）第 20 条の規定に基づいて定める。

(名 称)

第 2 条 この協定は、千葉市古市場団地緑化協定（以下「協定」という。）という。

(協定の区域)

第 3 条 協定の区域（以下「協定区域」という。）は、別添一覧表のとおりとする。

(協定の効力)

第 4 条 この協定は、法による認可を千葉市長から受けた日から起算して 1 年以内において、協定区域内に 2 以上の土地所有者等（法第 14 条に規定する土地所有者等をいう。以下「土地所有者等」という。）が存することとなったときから効力が発生することになり、このとき以後において新たに協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力が及ぶものである。

(緑化に関する事項)

第 5 条 第 1 条の目的を達成するため、別添一覧表の符号 5 番および 6 番の区画については区画面積の 10 % 以上の土地に

植栽するものとする。

2. 前項以外の区画については、以下各号のとおりとする。

これに基づき、土地所有者等は、自己が所有し又は地上権若しくは賃借権を有する土地（以下「所有地等」という。）の緑化につとめるものとする。

- (1) 道路等公共用地に接する部分に「かき」又は「さく」を設ける場合の構造は、金網さく、鉄さくその他これに類するもので透視可能なもの又は生垣とする。ただし、出入口、車庫等に用いる部分についてはこの限りでない。
- (2) 植栽する樹木は、各家庭の緑化ばかりでなく、地域の環境保全に役立つことが必要であるため、これに適する樹種として次のうちからそれぞれ1本以上を選び、道路、隣家等から視野に入る位置に植栽する。

イ 花または葉を楽しめる木

ウメ、アズキ、コブシ、カイドウ、サルスベリ、モクセイ、サクラ、ツバキ、サザンカ、ハナミズキ、モミジ、ネムノキ、モクレン、ハナズオウ、ツツジ、サツキ、ジンチョウゲ、アジサイ、クチナシ、バラ、ヤマブキ等

ロ 果実が楽しめる木

カキ、モモ、スモモ、イチジク、ナツメ、ビワ、ウメ、ブドウ、アズキ、ザクロ、ムベ、ユスラウメ等

ハ 鳥が寄ってくる木

モッコク、ウメモドキ、ナンテン、ピラカンサ、ヒサカキ、クロガネモチ、マサキ等

ニ 家並みをやわらげる木

マツ、ツグ、シイ、カシ、モチノキ、タイサンボク、
キャラボク、カナメモチ、スギ、ヒバ等

(3) 植栽した樹木が各家庭、地域の環境保全に役立つようにするため、せん定、病害虫防除等を年1回以上実施し、また樹木が増築、改築その他工作物の設置等の支障となる場合は、原則として、移植するものとし、枯損した場合は補植すること。

(4) 鳥が寄ってくる環境をつくるため巣箱を1個以上取付けること。この場合において、巣箱を取付ける樹木については、地上から高さ5 m以上に育てることとする。

(植栽の期限)

第6条 前条第2号の規定による樹木の植栽は、土地所有者等の住居完成後1年以内に完了するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定区域内の土地所有者等の過半数以上の者が廃止についての申し出をしなかった場合は、更に、10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第8条 協定において定めた事項を変更しようとする場合は、協定区域内の土地所有者等全員の合意により、法による認可を受けるものとする。

2 協定を廃止しようとする場合は、協定区域内の土地所有者等の過半数以上の合意により、法による認可を受けるも

のとする。

(協定書の譲渡)

第9条 この協定は、協定区域内において新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は所有地等を譲渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、この協定内容を明らかにするため、この協定書の写しを譲渡しなければならない。

(代表委員会の設置)

第10条 この協定の効力が生じた場合は、この協定に関する事業及び事務を円滑に行うため、協定区域内の土地所有者等のなかから互選により若干名の代表委員を選出し、年2回以上の代表委員会（以下「代表委員会」という。）を行うものとする。

2 前項の規定により選出された代表委員のなかから、委員長、副委員長を各1名ずつ選出するものとする。

(違反者等に対する措置)

第11条 第5条に規定する緑化に関する事項を積極的に履行しない者又はこの協定に違反した者に対し、代表委員会は、協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。

2 前項の要求があつたのち3か月を過ぎても要求のあつた事項を実現しない者に対して、代表委員会は、協定の目的とする範囲内で公平な措置をとるものとする。

以 上